



栃木県公報

平成26年
6月20日(金)
号外
第45号

目次

条 例

○職員の配偶者同行休業に関する条例の制定	3
○栃木県特別会計設置条例の一部改正	6
○栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	6
○栃木県県税条例の一部改正	8
○栃木県青少年健全育成条例の一部改正	8
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	9
○栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	10

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の配偶者同行休業に関する条例の制定（栃木県条例第35号）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 配偶者同行休業の承認（第2条及び第3条関係）

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3年の範囲内で、当該職員が、外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をすることを承認することができることとしました。

2 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用（第8条関係）

任命権者は、配偶者同行休業の承認又は配偶者同行休業の期間の延長の承認の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができることとしました。この場合において、(2)に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができないこととしました。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

3 職務復帰後における号給の調整（第9条関係）

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができることとしました。

4 退職手当の取扱い（第10条関係）

配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例の規定の適用については、その期間を在職期間から除算することとしました。

5 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 栃木県地方警察職員定数条例（第2条関係）

イ 学校職員定数条例（第3条関係）

ウ 栃木県公営企業職員定数条例（第2条関係）

エ 栃木県職員定数条例（第2条関係）

オ 職員の育児休業等に関する条例（第2条及び第10条関係）

カ 栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第2条関係）

◇栃木県特別会計設置条例の一部改正（栃木県条例第36号）

- 1 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第37号）

- 1 薬事法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県手数料条例別表第1及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第2関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第38号）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 法人県民税関係

- (1) 法人県民税に係る法人税割の税率を100分の3.2（現行100分の5）に引き下げることにしました。（第31条関係）
- (2) 法人県民税に係る法人税割の特例措置（超過課税）について、税率を100分の4（現行100分の5.8）に引き下げることにしました。（附則第21条関係）
- (3) 中小法人等に対する法人県民税に係る法人税割の軽減措置について、税率を100分の3.2（現行100分の5）に引き下げることにしました。（附則第22条関係）

2 法人事業税関係

平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人事業税の特例措置について、税率を次のとおり引き上げることとしました。（附則第24条の2関係）

- (1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2（現行100分の1.5）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2（現行100分の2.2）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3（現行100分の2.9）

- (2) 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4（現行100分の2.7）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1（現行100分の4）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の6.7（現行100分の5.3）

- (3) 特別法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4（現行100分の2.7）
所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.6（現行100分の3.6）
特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5（現行100分の4.3）

- (4) 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入割の税率

収入金額	100分の0.9（現行100分の0.7）
------	----------------------

- 3 所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、平成26年10月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県青少年健全育成条例の一部改正**（栃木県条例第39号）

1 栃木県青少年問題協議会を栃木県青少年健全育成審議会に統合するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第10条、第12条及び第51条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成27年1月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 栃木県附属機関に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正**（栃木県条例第40号）

1 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、保育士の数の算定に当たり保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる保育所を、乳児4人（現行6人）以上を入所させる保育所とすることとしました。（附則第5条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇**栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正**（栃木県条例第41号）

1 自宅居住者に係る住居手当を廃止することとしました。（第6条の3関係）

2 配偶者同行休業の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しないこととしました。（第18条の5関係）

3 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1は、平成27年4月1日から施行することとしました。

条 例

職員の配偶者同行休業に関する条例をこうに公布する。

平成二十六年六月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十五号

職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項、第二項及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第二条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。第八条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業（職員が、第四条に規定する事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年以内とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり

継続することが見込まれるものに限る。第七条において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

一 外国での勤務

二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業の期間の延長の承認の申請は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにしてしなければならない。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

三 前二号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第八条 任命権者は、第五条又は第六条第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合に

は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第九条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第三号)第五条の九第一項及び第九条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第五条の九第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第九条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(栃木県地方警察職員定数条例の一部改正)

2 栃木県地方警察職員定数条例(昭和二十九年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「自己啓発等休業中」の下に、「配偶者同行休業中」を加える。

(学校職員定数条例の一部改正)

3 学校職員定数条例(昭和三十二年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 配偶者同行休業に伴い任期を定めて採用され、又は臨時的に任用される学校職員

(栃木県公営企業職員定数条例の一部改正)

4 栃木県公営企業職員定数条例(昭和五十年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者同行休業中の職員

(栃木県職員定数条例の一部改正)

5 栃木県職員定数条例(昭和五十一年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者同行休業中の職員

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「育児休業法」を「職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年栃木県条例第三十五号)第八条第一項又は育児休業法」に改める。

第十条第一号中「育児休業法」を「職員の配偶者同行休業に関する条例第八条第一項又は育児休業法」に改める。

(栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

7 栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の休業の状況

(人事課)

栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十六号

栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例

栃木県特別会計設置条例(昭和三十九年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の項中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(財政課)

栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十七号

栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八の六の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」に改め、同表百七十六の項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表百九十一の三の項及び百九十一の四の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表百九十一の五の項から百九十一の七の項までの規定中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十の項中第二十六号を第二十七号とし、同項第二十五号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十四号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十一号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、同項第八号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、同項第六号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

(七) 法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出の受理等

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文書学事課)

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十八号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第三十一条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

附則第二十一条中「百分の五・八」を「百分の四」に改める。

附則第二十二条第一項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

附則第二十四条の二中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第十九条第三項の改正規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第三十一条並びに附則第二十一条及び第二十二条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(税務課)

栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十九号

栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「基本的な計画」の下に「（以下「基本計画」という。）」を加え、同条に次の四

項を加える。

- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 青少年の健全な育成に関する基本的方向
 - 二 青少年の健全な育成に関する施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第十二条中「栃木県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）」を「審議会」に改める。

第五十一条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「十六人」を「十七人」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「当該事務に関し」を「知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を」に改め、同項の次に次の一項を加える。

- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、青少年の健全な育成に関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。
（青少年の健全な育成に関する基本的な計画に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第十条の規定により定められている青少年の健全な育成に関する基本的な計画は、改正後の第十条第一項から第三項までの規定により定められた基本計画とみなす。
（栃木県附属機関に関する条例の一部改正）
- 3 栃木県附属機関に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部栃木県青少年問題協議会の項を削る。

（人権・青少年男女参画課）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第四十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「平成十年四月九日において現に」を削り、「六人」を「四人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（子ども政策課）

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十一号

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「第三号」を「次号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十八条の四の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第十八条の五 地方公務員法第二十六条の六第一項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の三の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（企業局）